「石川県アルコール健康障害対策推進計画」（案）に対する

パブリックコメントの結果について

1. 募集期間　令和元年１１月１１日（月）～令和元年１２月１１日（水）
2. 寄せられたご意見　５通　延べ５件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | ご意見の概要 | 左記に対する考え方 |
| 第２章　石川県のアルコール健康障害に係る現状 | | |
| 1 | 石川県と全国の比較においては、人口規模が大きく異なるため、直接比較できない。人口当たりの割合を併記するなど、多くの人にわかりやすく示す必要がある。 | ご指摘のとおり、人口１０万対の標記を追記します。 |
| ２ | 各表の世代別の表が必要である。  また、昨今、若者の酒類離れが指摘されているが、石川県ではどうなのか。 | 本計画の策定にあたっては、「第７次石川県医療計画」、「いしかわ健康フロンティア戦略２０１８」と同一データで対応しておりますのでご理解願います。 |
| ３ | 未成年者の飲酒について、「回答者数が少ないデータのため、解釈には注意が必要」とあるが、これでは対策検討の根拠として不十分であり、重点詳細調査が必要である。 |
| 第４章　重点目標 | | |
| ４ | 未成年者の表記を２０歳未満の者に修正することが必要。  本計画期間中の２０２２年４月１日に成人年齢が引き下げられるため、未成年者といった記載のままでは１８、１９歳は飲酒が可能になるとの誤解が生じ、健康被害の増加が懸念される。 | ご指摘のとおり、文中の「未成年者」を  「２０歳未満の者」に、「成人」を「２０歳以上」に統一して変更します。 |
| 第５章　基本方針及び重点施策 | | |
| ５ | Ｐ．１７「１ 教育の復興、普及啓発等＜具体的取組＞」、Ｐ．２１「２ 不適切な飲酒の誘因の防止＜現状と課題＞」に成人(成年)年齢引き下げ後も飲酒は従来通り２０歳未満は禁止であることの周知を追加すべき。 | ご提案の内容について、Ｐ．１７「１ 教育の復興、普及啓発等＜具体的取組＞」、Ｐ．２１「２ 不適切な飲酒の誘因の防止＜現状と課題＞」に追記します。 |